



# 復興庁

Reconstruction Agency

記者発表資料

平成25年4月2日

復興庁

厚生労働省

国土交通省

## 東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について

別紙のとおり、本日、復興庁、厚生労働省、国土交通省から、各地方公共団体に通知予定です。

別紙：東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について

本件連絡先：

復興庁 被災者支援班

坂井、森

TEL：03-5545-7481

(別紙)  
平成 25 年 4 月 2 日

## 東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について

応急仮設住宅の入居期間について、一定の条件を満たした場合、自治体の判断で延長が可能である旨、本日付けで自治体に通知する。

### 【概要】

- 1 応急仮設住宅の入居者には、できるだけ早期に恒久的な住宅に移っていただくことが望ましい。  
しかし、被災地の復興状況や被災者の実情等を踏まえると、応急仮設住宅の供与期間を延長する必要がある場合も少なくない。
- 2 大震災を受けて建築された応急仮設住宅は、特定非常災害法(※)に基づき、特定行政庁の判断で存続期間の延長が可能。  
→ 地域の実情を踏まえ、災害救助担当部局において供与期間の延長について適切な対応を依頼。  
  
※ 次の2つの要件をいずれも満たすと認めるとき、1年以下の範囲ごとに許可期間の延長が可能。
  - ① 被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため応急仮設建築物である住宅を存続させる必要がある
  - ② 安全上、防火上及び衛生上支障がない
- 3 民間賃貸住宅等を借り上げて供与している応急仮設住宅も、2の応急仮設住宅に準じて、災害救助担当部局において供与期間の延長について適切な対応を依頼。
- 4 必要となる費用は、災害救助法による国庫負担の対象となる。
- 5 市町村への周知に加え、不安解消の観点から住民への周知も依頼。